

○君津市産業振興条例

平成25年12月24日

条例第31号

(目的)

第1条 この条例は、産業の発展と地域経済の更なる活性化を図るため、産業の振興に関する基本的な事項を定めることにより、産業基盤の安定及び強化を促進し、もって地域社会の発展及び市民生活の一層の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 市内で事業活動を行う者をいう。
- (2) 産業経済団体 商工会議所、商店会、農業協同組合、観光協会その他市内において産業の振興に関する活動を行う団体をいう。
- (3) 大規模小売店舗 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項の大規模小売店舗をいう。
- (4) 商店街 市内において小売業、飲食業、サービス業等を営む店舗が集積している地域をいう。
- (5) 地元産品 市内で生産され、若しくは採取された農産物等、これらを原材料とした食品等又は市内で製造され、若しくは加工された物品をいう。
- (6) 地産地消 地元産品を市内で取り扱い、利用し、又は消費することをいう。
- (7) 新産業 ものづくりに関する産業、情報サービスに関する産業その他の産業のうち、市場において新たな需要を満たし、又は新たな価値を創造するものをいう。

(基本理念及び方針)

第3条 産業の振興は、事業者の創意工夫及び自助努力を基にして、市、事業者、産業経済団体及び市民が協働して推進することを基本理念とする。

2 前項に規定する基本理念に基づいた産業の振興は、次に掲げる方針に基づき推進するものとする。

- (1) 商業については、市民の消費生活を支えるために地域の特性を有する商店街の利便性の向上を図るとともに、中小小売店舗と大規模小売店舗との共存共栄による活性化に努めるものとする。

- (2) 工業については、良好な操業環境及び人材を確保し、生産技術の高度化を図るとともに、産学官の連携による新製品や先端技術の研究開発を促進し、事業者の国際的な競争力の強化等に努めるものとする。
- (3) 農業については、優良な農地を確保し、新たな農業の担い手の育成を図るとともに、安心かつ安全な農産物を供給し、それらのブランド化を促進し、活力ある都市近郊型農業の振興に努めるものとする。
- (4) 林業については、君津市森林整備計画に基づき、地域の実情に応じて適切な森林整備を推進し、新たな需要の創出に努めるものとする。
- (5) 観光については、既存の観光資源を活用するとともに、新たな観光資源の発掘や創出に努め、それらの情報を発信することにより観光客を誘致し、地域の活性化に資するものとする。
- (6) 新産業については、地元の基盤産業との連携を図るとともに、各種の産業分野における新たな事業の創出及びその育成に努めるものとする。

(市の役割)

第4条 市は、この条例の目的を達成するために、市が行う施策の実施に当たって、事業者及び産業経済団体との協働並びに国、千葉県その他の地方公共団体、研究機関等との連携強化に努めるものとする。

2 市は、地産地消の推進及び地元産品の普及に努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、周辺的生活環境との調和並びに市民生活の安全及び安心の確保に配慮し、人材の育成等の様々な経営に係る事業を行うことにより経営基盤の安定及び強化に努めるものとする。

2 事業者は、産業経済団体への積極的な加入に努めるとともに、市及び産業経済団体が行う産業振興のための事業に協力するよう努めるものとする。

3 大規模小売店舗を設置する者は、積極的に産業経済団体に加入するよう努めるとともに、当該大規模小売店舗において小売業を行う者に対し、産業経済団体への加入について協力を求めるよう努めるものとする。

4 事業者は、その事業活動において地産地消の推進及び地元産品の普及に努めるものとする。

(産業経済団体の役割)

第6条 産業経済団体は、自らの組織の強化に努め、事業者の事業活動を支援するとともに、市等と協働し、産業の振興のための施策を実施するよう努めるものとする。

2 産業経済団体は、地産地消の推進及び地元産品の普及に努めるものとする。

(市民の理解及び協力)

第7条 市民は、産業の振興が市民生活の一層の向上及び地域の活性化に寄与することを理解し、市又は産業経済団体を実施する産業振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 市民は、自らの消費行動が地域経済に与える影響を理解し、地元商店街の利用及び地産地消に努めるものとする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。